



金に加えて割増貸付けを行うものとし、割増貸付分の限度額及び利率は政令で定めようとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、内需拡大のための緊急かつ時限的措置として、本法施行の日から昭和六十一年度末までの期間に限り、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し、通常の貸付金に加えて割増貸付けを行うものとし、割増貸付分の限度額及び利率は政令で定めようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、青木理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国

民連合の各派共同提案に係る宅地供給の円滑化を図るための線引きの見直し及び関連公共施設の整備等の四項目を内容とする附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。